

第17節 応急教育対策

風水害等災害により、大規模な被害が発生した場合は、児童・生徒等の安全確保及び教育活動の早期再開のため、市民環境、保健福祉、教育対策部が主管となり、教育対策を実施する。

細部は、地震災害対策編第3章第20節「応急教育対策」に準ずる。

第18節 農林漁業対策

風水害等災害により、大規模な被害が発生した場合は、営農者等救援のため、産業振興対策部が主管となり、農林漁業対策を実施する。

細部は、地震災害対策編第3章第21節「農林漁業対策」に準ずる。